

## 松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成28年3月市議会提出分②）

総務部文書法制課作成

条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1 松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)等の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るものです。	平成28年 3月議会  議案 第66号	パブリック コメント	H27.12.21 ～ H28.1.25	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	介護保険 課 089-948- 6895
			パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の改正に伴い、基準該当事業の対象を拡大するものです。	平成28年 3月議会  議案 第67号	パブリック コメント	H27.12.22 ～ H28.1.26	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	障がい福 祉課 089-948- 6407
			パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

### 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、  
必要な事項を公表する ⇒ 市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、  
という一連の手続をいいます。